

## 2020年 12月 ニュースレター

### Topic

#### <新政令：移転価格税制に関わる税務上の取り扱いを規定>

#### 概要

ベトナム政府は11月5日に政令132/2020 / ND-CPを公布し、ベトナムでの関連者間の移転価格取引に関する新規則を導入しました。

政令132は、2020年12月20日から施行し、2020年度の法人所得税の計算期間から適用されます。

政令132は、2017年に発行された関連者間取引における移転価格取引の政令20に代わる政令となります。主な変更点を以下の通りになります。

## <重要な変更>

### 比較研究分析を実行するための商用データベースの利用

- ❖ 商用データベースは、納税者と税務署の双方共に、比較対象企業・取引選定の比較分析を実行する目的で、検証済で信頼性の高いデータであるとの妥当性が明示されました。
- ❖ 新政令132は税務署が納税者の比較対象企業・取引選定の選定に際し、商用データベースの使用を認め、内部データベース（つまり、機密の比較データ）を使用することも制限しています。ただし、納税者が、商業データベースの利用に関する税務当局の要件を完全に満たしていないとみなされる場合には、税務当局が内部データベースを利用して関連者取引の価格を補正(推定課税)することができます。



## <重要な変更>

### 過大支払利子税制の損金算入限度額を引き上げて適用。

- ❖ 支払利息の損金算入限度額は、純利益と支払利息と償却費（EBITDA）の合計の20%から30%に引き上げられました。支払利息の損金算入限度の算定は、純支払利息に適用されます（つまり、支払利息の損金算入限度額の算定は、預金利息、貸付利息からの収益を相殺した後の純支払利息に適用されます）。
- ❖ 損金算入限度額を超過する支払利息は控除できず、翌年以降の課税年度に繰り越され、翌年以降の（純支払利息/償却費）の比率が30%未満の場合に控除できます。損金算入限度超過額の繰越期限は、5年となります。



## <重要な変更>

**過大支払利子税制の損金算入限度額を引き上げて適用。**

- ❖ 一部の金融ローンには公式の開発支援ローン、政府の優遇ローン、国家目標プログラムの実施のためのローンおよび国家の社会福祉政策に関わる支払利息は当該制限から除外されました。

これらの損金算入限度額に関する規定は、本年半ばに発行された政令68に基づいて制定されております。



## <重要な変更>

### 独立企業間レンジ下限値の引上げ

- ❖ 独立企業間レンジは、35パーセントから75パーセントまでの値のセットで（政令20では、第1四分位から第3四分位まで、すなわち、25パーセントから75パーセント）、下限値は10%引き上げられることとなります。
- ❖ したがって、納税者は2020年以降の関連者間取引の取引価額を再評価して、独立企業間利益率レンジ内にあることを確認する必要があります。新政令が2020年に適用されるため、2020年に35パーセントを達成しない企業にとっては重大な課題となる可能性があります。



## <重要な変更>

### 国別報告書（CbCR）に関する新ガイドライン

主な変更点は次のとおりです。

- ❖ ベトナムに最終親会社(UPC)があり、世界の年間連結総収益が18,000億ドン以上である企業はCbCRを作成し、事業年度末から12ヶ月以内にベトナムの税務当局にCbCRを提出する必要があります。
- ❖ ベトナム国外に最終親会社（UPC）がある企業で、自動情報交換手続きによってベトナム税務当局に提供・共有される場合は、現地子会社がCbCRを作成し、ベトナム税務当局に提出する必要はありません。



## <重要な変更>

### 国別報告書（CbCR）に関する新ガイドライン

- ❖ ただし、以下に該当する場合、ベトナムでの納税者は事業年度末から12か月以内にベトナムの税務当局にCbCRを提出することが要請されます。
- ベトナム国外の最終親会社の所在地国の税務当局とベトナムが情報交換規定を含む租税条約に署名していますが、自動交換を行うための権限ある当局による多国間協定（MCAA: Mutual Competent Authority Agreement）に署名していない場合。

## <重要な変更>

### 国家間利益報告書（CbCR）に関する新ガイダンス

- ベトナム国外の最終親会社の所在地国の税務当局がベトナムとのMCAAに署名していますが、自動情報交換手続きを一時停止しているか、またはCbCRが何らかの理由でベトナムに自動的に提供されていない場合。
- ベトナム国外に最終親会社を有する同一グループの子会社がベトナムに複数存在する場合、当該最終親会社は、どのベトナム子会社が代表してCbCRをベトナムの税務当局に通知するかを通知する必要があります。



## <重要な変更>

### 国別報告書（CbCR）に関する新ガイドライン

- ベトナム国外の最終親会社とその所在地国においてCbCRを提出する義務がない場合、政令132では租税条約の規定が適用されるとだけ規定しております。この条項の内容はまだ不明確であり、今後、追加の確認が必要となります。

## <重要な変更>

### 移転価格文書作成免除の要件の拡大について

納税者の移転価格文書作成免除要件は、以下の条件をすべて満たした場合に適用されます。

- ❖ 納税者と関連者間取引が国内取引であること。
- ❖ 納税者及び関連当事者が、同じ法人税率である場合。
- ❖ どちらの当事者とも、課税期間中に法人所得税の優遇税制を適用していない。

この規定は、移転価格文書作成の規則を順守する多くの企業の負担を軽減します。



## <政令132の効果>

政令132は2020年12月20日から施行しますが、2020年度の事業全体に適用されます。

したがって、この政令は2020年12月31日に事業年度が終了する企業については、遡及的に2020年1月1日から適用されます。

なお、この政令が2020年の期中に会計年度が終了する企業にどのように適用されるかは不明となります。

また、政令132は政令68に該当する場合には、2017年及び2018年の利子控除額の同化に関し、まだ修正法人税申告書をまだ提出していない納税者に対し、2021年1月1日までが受付期限であることを改めて言及しています。



# お問い合わせ

## 日本 親会社

- ▶ 黒澤合同事務所グループ
- ▶ 所在地：東京都中野区中野4丁目4番11号
- ▶ URL: <https://www.kurosawa.gr.jp/>

## ベトナム 子会社

- ▶ Kurosawa Consulting Vietnam Co.,Ltd
- ▶ 所在地：Floor 1B, 116-118 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, HCMC
- ▶ URL: <http://kurosawa-vn.com/> (JP-EN-VN)
- ▶ 日本語のホットライン：+84-89-808-2232  
(井上 陽子) [yoko.inoue@kurosawa.vn](mailto:yoko.inoue@kurosawa.vn)
- ▶ ベトナム語/英語のホットライン：+84-90-139-2232  
(Nguyen Truong Hiep) [contact@kurosawa.vn](mailto:contact@kurosawa.vn)

